

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	第2次世界大戦期フランス南部地域における検閲の現実 : ローヌ県リヨン都市圏文書館収蔵の資料«182W 147»について
Author(s)	重見, 晋也
Citation	広島大学フランス文学研究 , 39 : 36 - 54
Issue Date	2020-12-25
DOI	
Self DOI	10.15027/50741
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050741
Right	
Relation	



第2次世界大戦期フランス南部地域における検閲の現実 —ローヌ県リヨン都市圏文書館収蔵の 資料《182W 147》について—

重見 晋也

はじめに

ドイツ占領下のフランスという極めて限定された状況における文化的な活動を考えるとき、それらにたいして加えられた物理的あるいは制度的な制約が影響を及ぼしたであろうと仮説を立てることは容易である。この仮説に立脚し、第2次世界大戦期のフランス南部を中心として文学・演劇・映画といった異なる文化活動を対象にし、それらが検閲制度などの社会的制約の影響をどのように受けていたのかについて、フランス各地にあるアーカイブで資料を収集し実証的に解明する研究をおこなっている¹⁾。本稿はその研究の一部をなすものであり、ローヌ県リヨン都市圏立文書館でおこなった資料調査で収集した検閲の指示書について、検閲をめぐる法整備の歴史を概観したうえで、同時代のその他の記録や証言と比較しつつその実状を考察する。

1. 検閲の変遷 —第1次世界大戦から第2次世界大戦へ—

第1次世界大戦期に検閲の現場を経験したポール・アラールは、*Paris-Soir* 紙が1938年に組んだ特集の中で、1932年に法制化された情報統制について、1914年の検閲とは根本的に異なる非常に整備されたものだとの見解を示している²⁾。第1次世界大戦期の検閲に関わる最初の法整備についてオリヴィエ・フォルカドは、1914年8月5日付で発布された「戦時下における報道の漏洩を抑制する法律」³⁾（以下、1914年8月5日法）にみている⁴⁾。この法律は「政府あるいは司令部によって提供される

¹⁾ 本研究は、執筆者が研究代表者を務める平成31年度科学研究費補助金基盤研究(B)「ドイツ占領下フランス南部における定期刊行物と検閲制度についてのアーカイブ研究」（課題番号：19H01245）によるものである。

²⁾ *Paris-Soir, Dimanche*, 23 juillet, n° 134, 1938, p. 8.

³⁾ « LOI relative à l'état de siège — réprimant les indiscretions de la presse en temps de guerre », dans *Journal Officiel de la République Française*, 46^e année, n° 213, 6 août 1914, p. 7131.

⁴⁾ Olivier Forcade, « Censure, secret et opinion en France de 1914 à 1919 », dans *Matériaux*

より他の情報や諜報を公表することを禁ずる」もので、同法第1条では、兵員、兵器および部隊等の配置に関する軍事的な情報や防衛に関する情報に加え、「敵国に利するあるいは軍および国民の士気を著しく低下させる影響を及ぼす軍事および外交行動に関するあらゆる情報や記事全般」⁵⁾を対象としていることが明記されている。

しかし、開戦に向けて法整備が進められるなか、1914年8月2日付の *Journal Officiel de la République Française* (以下、*J.O.*) では、戦争省が出した1914年7月31日付のふたつの政令を確認することができる。ひとつは「フランスとアルジェリアにおける電信および電話の現況に関する政令」⁶⁾ (以下、「電信・電話の政令」) であり、もうひとつは「私的電信の作成における合い言葉や外国語の使用を禁止する政令」⁷⁾ (以下、「外国語禁止の政令」) である。「電信・電話の政令」の第1条では「パリに通信を統制するための上級委員会をパリに設置する」ことを命じて責任部門を設置している。そのうえで、「外国語禁止の政令」は6条からなる全体の第1条において「合い言葉、暗号化された言葉および外国語の使用は国内の私的な電報の作成において禁じられる」と明記し、続く第2条でドイツとのあいだで交わされるすべての電信について友好国や中立国を経由する場合でも「明快なことばで書かれることを求めている⁸⁾。これらの政令は戦争省からの政令として *J.O.* に記録されているものの、「外国語禁止の政令」の前文では、同政令が経済省、産業省、郵便通信省、戦争省、海軍省、植民地省から提案されたという体裁をとっていることがわかる。検閲ということばは条文には用いられていないものの、同政令が電信・電話を対象とした情報統制の開始を規定していることはあきらかである。

また、同前文は政令を根拠づける既定の法令や条約に言及してもいる。1850年11月29日法の第4条、1875年12月9日法、1892年3月19日法などがそれであるが、それらはすべて通信の自由を制限する権限を政府が保有していることを示す根拠として言及されている。

以上のことから、第1次世界大戦期の検閲制度は、1914年7月31日の政令から施行されたと考えるのが妥当であろう。しかし、政令によって一挙に検閲制度が始ま

pour l'histoire de notre temps, Année 2000, n° 58, pp. 45-53. DOI : 10.3406/mat.2000.404249

⁵⁾ *J.O.*, 46^e année, n° 213, 6 août 1914, p. 7131.

⁶⁾ « Décret relatif au fonctionnement de la télégraphie et de la téléphonie en France et en Algérie », dans *J.O.*, 46^e année, n° 209, 2 août 1914, p. 7064.

⁷⁾ « Décret interdisant l'usage du langage convenu et des langues étrangères pour la rédaction des télégrammes privés », dans *ibid.*, pp. 7064-7065.

⁸⁾ *Ibid.*, p. 7065.

ったのではなく、通信の自由を制限し情報統制を実施する法令は第3共和制下ですでに施行されており、それらに基づきつつ電信・電話といった最新技術にも適用させるための政令が1914年7月31日に整備されたと考える必要があるだろう。

第1次世界大戦時の情報統制に関わる法整備は電信・電話への対応にその主眼が置かれていることがあきらかになったが、実際の運用においても電信・電話だけが対象となっていたのだろうか？第1次世界大戦時の検閲は、パリのアンヴァリッドの東、グルネル通り103番に開設された「電信センター Central Télégraphique」でおこなわれていた⁹⁾。電信センターが開設された建物の反対のグルネル通り110番にはマルセル・ベルジェとポール・アラールが「公式報道事務局 officiel Bureau de la Presse」と呼ぶところの機関が設置されていた。いわば道を挟んで検閲される側と検閲する側が向かい合っていたのである。ベルジェとアラールが1932年に出版した著作で証言するところによると¹⁰⁾、世界中から送られてくる電信は新聞社などの宛先に届けられる前に全てが一旦このセンターに集められ、そこで検閲官によって審査されたのちに各新聞社等に配送されていた¹¹⁾。こうした水際対策に加えて、定期刊行物の発行時にも検閲がおこなわれていた。つまり、検閲は電信・電話の内容だけを対象としていたわけではなく、印刷物も対象としていたのである。このことを示すもつともよく知られた例のひとつとして、ジョルジュ・クレマンソーが主催していた*L'Homme Libre* 紙のエピソードがある¹²⁾。

クレマンソーはボルドーで前線から劣悪な衛生状態で帰還する兵士の姿を駅で目撃した。帰還兵たちが破傷風に罹患して担架に乗せられて列車から運び出されていたのである。彼は*L'Homme Libre* 紙のトップでこのスキャンダルを報じた。しかし、この報道は兵士の衛生状態の報道が前述した1914年8月5日法に抵触する。トゥルーズの検閲官であるマリウス・リシャールはこの記事に許可を出したが、オート・ガロンヌ県知事は軍のバイユウ將軍の下に駆け込み、その結果クレマンソーの記事を白塗りするように関係各所に電信の通達が出され、*L'Homme Libre* 紙はトゥルーズにおいて接收処分を受けている。

⁹⁾ Marcel Berger et Paul Allard, *Les Secrets de la Censure pendant la guerre*, Éditions des Portiques, Paris, 1932, p. 9. ただしこの呼称は一定したものではなかったようであり、「Bureau de la Presse」、「Commission de contrôle」、「Direction générale des relations avec la Presse」などと呼ばれることもあったようである。

¹⁰⁾ *Ibid.*, pp. 7-19.

¹¹⁾ *Ibid.*, p. 10.

¹²⁾ *Ibid.*, pp. 68-94.

第1次世界大戦時に導入された検閲は、法的には既に施行されていたいくつかの法律や国際条約を組み合わせることで電信を主たる対象としたものであった。しかし *L'Homme Libre* 紙のエピソードが示しているように、実際には電信によって各国からの情報を収集しニュースとして発信していた定期刊行物などもその対象に入っていた。クレマンソーの *L'Homme Libre* 紙に下された発行停止処分は、電信だけではなく一般の刊行物も検閲の対象となっていたことを証言している。これらの政令や法律は第3共和制下で制定されており、第2次世界大戦開始時には廃止されることなく有効であり続けていることを忘れてはならない。

1939年9月3日のドイツにたいする英仏両国の宣戦布告を前にして検閲制度をフランスが導入したのは開戦前にまで遡らねばならない。ベルナール・ボクネは、第3共和制下において戦争省から1932年9月26日付で出された通達がピレネー＝アトランティック県文書資料館に残されていることを指摘している¹³⁾。ボクネの報告によると、同通達は1929年1月17日付の指示書「89 DN 1」に基づいて戦時動員の開始に並行して戦時情報一般を扱う部署を作ることに初めて言及したものである¹⁴⁾。同通達が目指していたのは「特に情報の拡散と統制によって、国防の利益に合致する健全な行動」を国民が取ることであり、これにより各省庁が独自に有していた広報室が廃止となり、情報は4つの部門で取り扱われることとなる。すなわち、国内情報、国外情報、メディア対応、情報統制である。これら4部門を統括するのが戦争大臣であったが、特に情報統制の実施にあたっては、国、地域圏、県、地方という4つの区分を設けて検閲をおこなうことになっていた。検閲制度の立ち上げにあたっては、地方レベルで予備役の将校のなかから担当者1名が任命されたが、この将校は地方の上官に対する報告等の義務はなく、直接パリの中央機関直轄のポストとなっていた。その一方で情報統制の地方組織は県知事の承認のもとに運営されており、その規模は検閲対象となる定期刊行物の多さに比例していた。規模が小さい場合には常設の組織を作らない場合もあった。

この通達のなかではじめて登場するのが« service général d'informations »という一般名詞である。このことばは第2次世界大戦期に情報統制を統括する部署として設立された Service Général d'Informations (以下、S.G.I.) という組織の呼称としても用いら

¹³⁾ Bernard Bocquet, *La Censure en Béarn sous Vichy*, thèse doctorale soutenue le 8 décembre 2017 sous la direction de Laurent Jalabert, professeur d'histoire contemporaine à l'université de Pau et des pays de l'Adour (ITEM- EA 3002), p. 29.

¹⁴⁾ *Ibid.*, p. 29. 同通達は1933年8月7日付けの通達で改定されている。

れており、その意味においても同通達が検閲体制構築に果たした重要性を理解することができる。いずれにせよ、S.G.I.の設立を念頭に、統制する情報の種別やその発信などを系統立てて運用するという点で、情報統制の重要性を理解したうえで第1次世界大戦時よりは組織的な制度の確立を目指していたことを窺わせているだろう。

1933年におこなわれた改正では、1932年の通達の枠組みを確認しつつ、実際の検閲のサービス対象が明確化されている。ボクネによれば改定の主眼は、定期刊行物によって軍事・外交・経済情報が漏洩し国防に重大な影響が及ぶことを防ぐことにあった。特に、地方レベルの情報統制に関して改正がおこなわれており、統制情報を迅速に共有することに加えて、検閲対象となる発行物を定義するとともに実際の検閲をおこなうための検閲委員会の開設に必要な基本原則等が明記された。地方レベルの情報統制部隊は将校1名に下士官と秘書を務める兵士各1名が配属されており、これが地方における検閲体制の基本単位であった。しかし、地方レベルの情報体制の構築にあたっては、この軍人を中心とする基本単位に実際の作業をおこなう民間人が県庁などの行政からも数名が加わることになっており、軍主導の情報統制とはいえ民間人の参加なしには検閲体制に実効性を持たせることはできなかったといえる。これらは情報統制部門が常設される場合であるが、しばしば時間を区切った形で検閲委員会が召集される場合もあり、ここからパートタイムでの検閲官も出てくることになる。いずれにせよ、1932年の通達で素描された軍主導の情報統制システムは、実際の検閲が行われる地方レベルを見てみると、S.G.I.の強力なガバナンスによって一元化されていたわけではなかった。

一般名詞としてではなく情報統制をおこなう機関としてのS.G.I.が初めて言及されるのは、1938年4月の国会の議論で戦時の国防体制を整備する法案に関するアルベール・ルブラン大統領の答弁のなかにおいてであった¹⁵⁾。国会での議論が進められるのと並行して、軍司令部は「緑の指令」と呼ばれる内部文書を1938年6月1日付で出している¹⁶⁾。この指令は軍事、外交、経済および国防に関わりうるあらゆる情報がどのような媒体によってであれ漏洩することを禁ずるものであった。ボクネの報告によれば、「緑の指令」の第2条に禁止事項が詳細に列挙されていることを指摘している。それによると、公的機関での事故に始まり軍事関係のあらゆる情報が規

¹⁵⁾ *J.O. Débats parlementaires. Chambre des députés : compte rendu inextenso* — 32^e séance, n^o 31, le 25 mars 1938, p. 955. Cf. «Art. 57 de la “Loi sur l’organisation générale de la nation pour le temps de guerre” », dans *J.O.*, 13 juillet 1938, p. 8337.

¹⁶⁾ Bernard Bocquet, *op. cit.*, p.31, note 74.

制されているだけでなく、敵対国の声明や自国の戦争委員会の決定および軍関係者の近況や死亡通知は理解できるとして、クロスワードパズルや案内広告までもが規制の対象となっていた¹⁷⁾。そしてこれにより、印刷物を含むあらゆる書かれたものが「予防的統制」の検証を受けることになったのである。すなわち、作成されたテキストのすべてが検閲審査の対象となったのだった。

4月に議論された法案は1938年7月11日付で「戦時における国家の全体的組織に関する法律」（以下、「国防法」）として上下両院での投票に付されて可決され、1938年7月13日付の*J.O.*で公布される。官報での発表を受けて*Paris-Soir*紙と*La Loi*紙が同法の成立を記事にしている。*La Loi*紙は法曹の業界紙ということもあり、1938年7月29日付の第一面で特段の注釈などをつけることもなくこの新たな法律の全文を事実として掲載するにとどまっている。それとは反対に*Paris-Soir*紙は1938年7月23日付の第8頁の全面を使って«*La Censure*»と題する特集を組んでいる¹⁸⁾。同記事は既に紹介したポール・アラールの協力によって実現されたものであり、来たる検閲体制の有効性を称揚するものとなっている。その特集記事では、同法第57条において「受動的防衛」の一環として«*un service général d'informations*»を平時より開設することが規定されていることが紹介されており、そこに前述したルブラン大統領の国会答弁で読み上げられた法令文と同じ文言が引用されているのを確認することができる。

1914年7月31日法が主として電信などを検閲の対象としていたのに対して、1938年の国防法で言及されている情報機関は、法文を見る限りでは電信などの通信に特化したものではない。*S.G.I.*という組織が国益に沿う形での情報統制とプロパガンダを担当する省庁を超えた機関と位置づけられていることから分かるように、それは通信網でやり取りされる情報に限定することなく、戦時下におけるあらゆる情報を対象としていたのである。言い換えれば、第2次世界大戦時の検閲は1914年の法律より包括的で全体的な体制の確立を念頭にして法整備がおこなわれたといえるだろう。

この1938年7月13日の国防法制定後に*S.G.I.*に関する報道が確認されるのは、ようやく開戦前夜の1939年8月末になってからにしか過ぎない。夕刊各紙では8月29日付の紙面で、朝刊紙の場合には8月30日付で検閲制度が敷かれたことを報じてい

¹⁷⁾ *Ibid.*, p. 32.

¹⁸⁾ *Paris-soir*, art. cit.

る。なかでも *L'Action française* 紙は 1939 年 8 月 29 日付紙面の第 2 頁目で記事を掲載しているのだが、第 1 頁目では誌面の半分を占めている「政治」と見出しが付けられたコラムが« censuré »の文字とともに空白のまま発行されているのを確認することができる¹⁹⁾。

このように 1939 年 8 月末に最終的に実現される S.G.I. という組織は、1932 年 9 月の通達においてすでに構想されていたものであり、1933 年の法改定の内容を反映したものになっている。クレマンソーのエピソードが示したように情報統制を実施するにあたっての行政と軍との交流は第 1 次世界大戦時からおこなわれており、法制度としては軍主導の情報統制という体裁をとりつつも、実質的には民間の参加を必須としていたのである。その意味において、1939 年に運用されていた検閲は 1914 年の制度を組織化しはしたが、基本的な運用においては引き継いでいたのである。

2. ローヌ県リヨン都市圏文書館と文書番号《 182W 》の文書群

検閲に関する文書はパリの国立文書館や地方の文書館で保管されているが、一般の閲覧が可能になったのは 2008 年のサルコジ政権下での法改正によってである²⁰⁾。執筆者は 2018 年よりローヌ県リヨン都市圏文書館で資料調査をおこない、同文書館において検閲の指示書が部分的に保存されていることを確認した。本章ではその資料について概要を紹介する。

検閲の指示書というのは、「Archives du préfet régional de Lyon durant la seconde guerre mondiale 1939-1945」と題されたカタログで「182W」の分類番号が付された資料である²¹⁾。ローヌ県リヨン都市圏文書館が分類番号《 182W 》には 1940 年から 1944 年に地域圏知事の決済を受けた書類を中心に、地域圏の行政に関する書類が多岐にわたって保管されている。ヴィシー政権下においては、1940 年 12 月 23 日法により行政に関する権能が各県の知事に与えられたため²²⁾、基本的には独自の行政が各県で実施されていた。とりわけ警察権と経済政策に関する権限は、ヴィシー中央政府の判断

¹⁹⁾ *L'Action française*, 32^e années, n° 241, le 29 août 1939.

²⁰⁾ LOI n° 2008-696 du 15 juillet 2008 relative aux archives. [[https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte= JORFTEXT000019198529](https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000019198529)]

²¹⁾ Philippe Rosset dir., *Archives du préfet régional de Lyon durant la seconde guerre mondiale 1939-1945*, Archives départementales du Rhône, Lyon, 1998. <https://archives.rhone.fr/media/89b67d8f-e0a2-4946-9605-268ade15719e.pdf> (2020 年 12 月 10 日閲覧)

²²⁾ « Loi concernant les pouvoirs des préfets », dans *J.O.*, n° 334, 25 décembre 1940, p. 6258.

というよりは各県での判断が尊重されていた。1941年5月からは県知事間の連絡協議会が開催されはしていたが、正しく機能していたとはいえなかった²³⁾。

自治体レベルの問題として治安維持と食糧供給があることは、内務大臣マルセル・ペイルトンによる1940年の通達やペタンの顧問であったリュシアン・ロミエらも早くから認めていたが、法的には1941年4月19日法で県をまとめる地域圏知事のポストが設立されることで対応が図られた²⁴⁾。この法律によりフランス自由地域に6つの地域圏、すなわちリヨン地域圏、マルセイユ地域圏、モンペリエ地域圏、クレルモン＝フェラン地域圏、リモージュ地域圏、トゥールーズ地域圏が設定されている。このときリヨン地域圏には、「ローヌ県、ロワール件、オート＝ロワール県、アン県、サヴォワ県、オート＝サヴォワ県（非占領地域）、ジュラ県（非占領地域）」²⁵⁾が含まれている。ローヌ県文書館に保管されているのは、この1941年4月19日法に基づいて設立されたリヨン地域圏に関する行政文書ということになる。

当時ローヌ県リヨン都市圏文書館の館長で「182W」の資料群の整理を指揮したフィリップ・ロセも認めているように、残されている当時の文書は極端に少ない²⁶⁾。特に警察に関する文書はそのほとんどが失われており、リヨン解放時に破棄されてしまった可能性に同氏は言及している²⁷⁾。とはいえ、ローヌ県リヨン都市圏文書館には「Propagande et Censure」という分類タイトルのもとで資料「182W 138-156」が保存されている。そのうち定期刊行物に関するものとしては資料「182W 146-153」があるが²⁸⁾、なかでも資料「182W 147」は検閲の指示書が保管されており特筆に値する。

保管されている指示書は1943年12月1日付の第505号から始まり1944年8月8日付の「NOTE D'ORIENTATION DU 8 Août 1944」と題された指示書まで、全部で263葉にのぼる。1葉ごとに含まれている指示の数は一定しておらず、最初の第505号では第505号 bis のふたつだけが含まれているが、「1943年12月7日付17時」と記さ

²³⁾ Philippe Rosset *dir.*, *op. cit.*, p. 6.

²⁴⁾ « Loi du 19 avril 1941 instituant des préfets régionaux », *Journal Officiel de l'État Français*, n° 112 du 22 avril 1941, p. 1722. および« Décrets du 19 avril 1941 attribuant à certains préfets les pouvoirs des préfets régionaux et portant division du territoire pour l'exercice de ces pouvoirs », *ibid.*, p. 1723.

²⁵⁾ Article 2 des « Décrets du 19 avril 1941 attribuant à certains préfets les pouvoirs des préfets régionaux et portant division du territoire pour l'exercice de ces pouvoirs », *ibid.*, p. 1723. 1941年9月24日付で改正されているが大きな変更はない。

²⁶⁾ Philippe Rosset *dir.*, *op. cit.*, p. 3.

²⁷⁾ *Ibid.*, p. 5.

²⁸⁾ *Ibid.*, pp. 24-27.

れた指示書には第 509 号から第 511 号と第 1390 号から第 1391 号までの合計 5 つが掲載されている。1943 年 12 月 7 日付の指示書としては別の 1 葉も保管されており、ここでは第 512 号から第 514 号に加えて第 507 号と第 1391 号が混在している。以上からあきらかなように、指示書には 2 系統の指示が混在しているのがわかる。

ところで、これらの指示書は誰が誰に向けて指示したものなのだろうか？日付がない指示書に「検閲センター部門のノート」²⁹⁾という記述があるため、これらの指示書が地域圏内の各検閲所を統括する検閲センターから出されたものだとということがわかる。一方で宛先についてであるが、これについては同じ指示書内の第 530 号 bis に「新聞に伝達しないこと」³⁰⁾という記述が認められる。それゆえ、これらの指示書は文書自体が新聞社等に直接送付されたのではなく、新聞社等に通達すべき内容や検閲で確認すべき内容を各検閲所にたいして指示するために作成されたと考えるのが適切であろう。つまり、検閲センターから各検閲所にたいして指示書を出すことで各新聞社への指導や事前検閲をおこなっていたのである。

前述したように、指示書にはふたつの系統を確認することができる。1944 年 1 月 1 日付の指示書がそれらふたつの違いを教えてくれる。同指示書には第 1414 号と第 538 号のふたつの指示が含まれており、後者には「1944 年 1 月 1 日付で 1942 年 11 月 25 日以降有効となっている暫定指示 (« consignes temporaires »あるいは« C.T. ») については失効するか常設指示 (« consignes permanentes ») や担当部署のメモが時効となって重複利用していることにより廃止とするが、次にあげる指示については例外とし新しい番号をつけて保護される」³¹⁾と記されている。この指示の下には第 537 号まで出されていた暫定指示は第 36 号までの指示に番号が割り当てなおされた一覧が付されている。これらの資料から第 500 号台の指示は暫定指示を表していることがあきらかとなる。また、同じ指示の最後には「レイアウトの指示 (« les consignes de présentation ») は開始された番号を使い続けるだろう」との記述もあり、第 1000 号台の指示は新聞の内容と体裁に関するものであることがわかる。

このことを実際の記事と指示の内容を照合することで確認しておく、1943 年 12 月 21 日付の指示書の第 1405 号では、「新聞各紙が伝える義務を追う」項目との但し

²⁹⁾ « consignes (suite) du 1/1/1944 — 18 heures », ADR : 182W 147.

³⁰⁾ « consignes [sans date] », ADR : 182W 147 : « 530 bis — À ne pas communiquer aux journaux. La reproduction d'une information de *La Croix* sur les xxxxxxxx (*sic*) libéralités du Pape en faveur des victimes de la guerre est interdite. Seul pourra être autorisé un texte diffusé par les agences. »

³¹⁾ « consignes (suite) du 1/1/1944 — 18 heures », ADR : 182W 147.

書きの後に列挙された第2番目に、イギリスのヤン・スマッツ元帥が発したフランスの凋落についての演説をイギリスのヨーク大司教が追認したという記事を紙面の上部で一つの欄を使って報じるように求めた指示がある³²⁾。これを受けて当時はパリから疎開してリヨンで発行していた *L'Action Française* 紙は、1943年12月22日付第300号で紙面中央右寄りに指示書の文言をそのままタイトルに使った記事を掲載している³³⁾。検閲の地域圏は異なっているものの、同じことは前章で取り上げた *La Croix* 紙も1943年12月23日付第18682号の第1面でも確認することができる。ただし、同紙の記事は、紙面上部ではなく中央右寄りに位置している。

このように、レイアウトの指示で従うことが求められていた指示については、新聞各社ともにその指示に従うことを余儀なくされていたと推測できるが、*La Croix* 紙の例で確認できるように、必ずしも指示の通りでなくても発行を差し止められるということはなかったようである。ただ、既述したように、ヴィシー政権下においては行政にたいして地域圏ごとに大きな裁量権が認められていたことを考えると、こうした指示書の地域圏間での異同を確認する必要があるだろう。

もうひとつ例をあげておこう。1943年12月1日と2日にグルノーブル市のボンヌに設営されていたドイツ軍の兵舎が爆破されるという事件が起きている。この時期、フランス国内において連合軍による空港施設への爆撃が連日続けられ、共産党とド・ゴール主義者らによるレジスタンス活動が活発になっていた。Association pour des Études sur la Résistance intérieure (AERI) が web サイトで公開している「Le département de l'Isère entre 1940 et 1950 : Chronologie」と題された資料によると³⁴⁾、1943年に入ってイゼール県やかつてのローヌ＝アルプ県ではレジスタンス活動の再編成が本格化している。攻撃の標的となったのは1943年前半においてはドイツ軍よりもイタリア軍であったが、8月30日にドイツ軍の第157師団がグルノーブルに駐留すると9月初めにイタリア軍が降伏したこともあり、9月以降はドイツ軍への破壊活動が本格化している。本稿が対象としている1943年12月にイゼール県でおこなわれたレジスタンス活動は6件が記録されている。

そのなかに上述の12月1日と2日にグルノーブル市ボンヌに設営されていたドイ

³²⁾ « consignes (suite) du 21/12/1943 », ADR : 182W 147.

³³⁾ « L'archevêque d'York primat d'Angleterre confirme le discours antifrançais du maréchal Smuts », *L'Action française*, le 22 décembre 1943, p. 1.

³⁴⁾ Jean-William Dereyomez, « Le département de l'Isère entre 1940 et 1950 : Chronologie », le 31 janvier 2005 (dernières corrections apportées le 1^{er} mai 2012. <http://museedelaresistanceenligne.org/musee/doc/pdf/218.pdf> (2020年12月10日閲覧)

ツ軍の兵舎が爆破された事件もある。グルノーブル駐留開始直後からドイツ軍はレジスタンスにたいして厳しい対応をとってきたこともあり、その反動でレジスタンス側は11月27日にトムソン＝ヒューストンの工場内で製造されたのちにドイツ空軍へ納品予定になっていた無線機器を積載したトラックやトレーラーを爆破した。11月25日からはドイツおよびフランスの秘密警察によるレジスタンス活動家の逮捕がおこなわれており、無線機器の爆破はレジスタンス側からの報復行為だったと考えられる。12月1日に発生した兵舎爆破もこうした一連の文脈のなかで理解することができるだろう。

この事件はグルノーブルに進駐を開始したドイツ軍に反抗するレジスタンス活動のひとつと考えることができる。既述したように、当時グルノーブルはリヨン地域圏に属していた。同じ地域圏に属し、地域県知事が決済をした指示書のなかでこの事件はどのように扱われているのだろうか？

幸いなことに「182W 147」は1943年12月1日付の指示書から保存されているため、事件発生後から検閲がどのように新聞各社が掲載する記事について指示を出していたかを確認することができるはずである。しかし残念なことに、グルノーブルでの事件に直接言及している指示を見つけることはできない。これは、この事件がドイツ軍にたいするレジスタンス活動に関係しているため、例えば「*consignes permanentes*」などの親規定によって新聞社が伝えることがそもそも規制されているなどの理由を考えることができるかもしれない。検閲の現場に流通する情報は、*J.O.*で公表されるような公の法令ではなく、むしろ前述した「緑の指令」のような通達として残されているだろう。いずれにせよ、検閲現場での文書を発見することが、検閲の現実をあきらかにするためには重要であるといえる。

グルノーブルの事件についての情報は指示書に見つけることができないが、上で引用した指示書とは別葉の12月7日付の指示書には、第1391号の第4番目の項目に23時25分に情報部からの速報として、警察と治安維持部隊による逮捕が全土で実行されていることを報じる依頼が出されているのを確認することができる³⁵⁾。これと同じ指示は12月9日17時付の第1392号の3番目など、これ以降の指示書でたびたび言及されている。しかも、掲載スペースが次第に広く指定されるようになってい

³⁵⁾ « *consignes (suite) du 7 décembre 1943* », ADR : 182W 147 : « 1391 — 23H25 — 4^o/ la dépêche OFI : sur 2 col. en tête, la dépêche OFI : la lutte contre le banditisme et le terrorisme. Les services de polices et les forces du maintien de l'ordre procèdent à de nombreuses arrestations sur l'ensemble du territoire. »

ることを考えると、国内におけるテロ行為を非常に警戒していることが推察される。事実、第 1397 号の指示では、12 月 5 日から 12 日の 1 週間で 743 人がパリで逮捕されたとの記事を必ず掲載するよう要求しているのを確認することができる³⁶⁾。また、第 1404 号ではやはり掲載必須の情報として、直近 2 週間で 4089 名の逮捕者があったことを報じるようにも求めている³⁷⁾。

ここで用いられている「犯罪テロ行為撲滅運動 «*la lutte contre le banditisme et le terrorisme*»」という見出しは、警察の会議にラヴェル首相が出席して犯罪行為やコミュニストやテロリスト組織の撲滅推進を訴えたことを報じる 1943 年 11 月 12 日付で初めて用いられているが、1943 年 12 月以降頻繁に新聞各紙の見出しを賑わすことになる。第 1392 号の指示に呼応して、南部地域で発行している *L'Action française* 紙や *Le Petit Marseillais* 紙だけでなく、パリで発行を続けている *Le Journal* 紙も同様の記事を掲載している。さらに第 1397 号の指示を受けた新聞各紙の見出しは、指示にしたがってさらに大きなスペースを割いていることも確認することができる。これらのことから、リヨン地域圏の新聞社にたいしてパリでの逮捕情報や逮捕者の数を報じることを求めているのは、リヨン地域圏に限らずフランス全土で活発化してきたレジスタンス活動を牽制する目的と考えることができるかもしれない。

3. *La Croix* 紙と検閲

第 2 次世界大戦期において非占領地域として当初ヴィシー政権下にあったリモージュの日刊紙 *La Croix* で記者を務めていたピエール・リマーニュは、1947 年に *Éphémérides de quatre années tragiques* を出版する³⁸⁾。これは占領期前からリマーニュがリモージュの検閲官とおこなったやり取りを毎日記録し土に埋めて隠していたものを解放後に掘り起こして出版したものであり、第 2 次世界大戦期のフランス南部地域における検閲の実情を証言する貴重な資料となっている。周知のように、ナチス・ドイツによるフランス占領は、当初北部地域だけに限定されていたが、1942 年 11 月 12 日を境目にしてフランス全土へと広げられた。検閲制度についても、特にフランス南部地域における制度を考察する場合には、当初のヴィシー政権による検閲

³⁶⁾ « consignes (suite) du 13 décembre 1943 — U7 Heures (sic.) », ADR :182W 147.

³⁷⁾ « consignes (suite) du 21 décembre 1943 — 17 heures », ADR : 182W 147.

³⁸⁾ Pierre Limagne, *Éphémérides de quatre années tragiques, 1940-1944*, tome I-III, Bonne presse, 1945.

からドイツ軍による検閲への変遷を考慮する必要が生じる。こうした制度上の変遷を一貫した視点から辿ることを可能にしているという点においても、リマーニュの残した資料の重要性を認めることができる。

リマーニュが寄稿していた *La Croix* 紙は、カトリック系のなかでも保守的な立場をとっていた日刊紙であった³⁹⁾。同紙は *Revue de l'Enseignement chrétien* というタイトルでパリにて発行されていた月刊紙を 1880 年 4 月 1 日付で *La Croix* と改題したのが始まりである⁴⁰⁾。当初は月刊紙であったが、1883 年 6 月 16 日付で紙面が刷新されると同時に日刊紙として生まれ変わる。その人気は非常に高く 1895 年には 16 万部の発行部数を誇っていた。しかし、教皇レオン XIII 世からは聖母被昇天修道会会員を編集メンバーから外すように要請が出され、創刊時から編集長を務めていたバイイ神父が解任されるなど、保守的なカトリック紙でありながらも教皇庁との関係は必ずしも良好ではなかった。しかし、1917 年から主筆となったジャン・ギローが、教会の権利保護のために筆を振るうと同時に宗教以外の記事も増やしたことで、同紙は宗教紙から一般紙へと変貌を遂げる。

第 2 次世界大戦の開戦前夜の同紙はパリにて発行を続けてはいたが、独仏が休戦協定を締結した 1940 年 6 月にフランス政府と歩調を合わせるかのようにパリを脱出している。そして、有事に備えてかねてから計画していた通り、同紙は編集部をボルドーに移している⁴¹⁾。しかしながら、同紙がボルドーで発行したのは 1940 年 6 月 13 日付第 17603 号から 1940 年 7 月 1 日付第 17619 号までの 17 号分にとどまる。というのも、ドイツ軍がボルドーに進軍したからであり、そこから逃れるように同紙編集部はリモージュに移り、最終的には 1940 年 7 月 4 日付第 17620 号より 1944 年 6 月 21 日付第 18829 号まで同地にて発行を続けている⁴²⁾。

リマーニュの記録は 1940 年 7 月 1 日から始まっており、リモージュ時代の同紙と検閲とのやりとりの証言となっている。同紙と検閲との大まかな関係性についてはリマーニュが同書の序文で語っている。それによると、*La Croix* 紙は休戦協定の直後からドイツあるいはヴィシーのプロパガンダに抗する手段として、ページのレイアウトや字体の変更などと並行して、記事の署名として「N.C. (non conformiste)」や

³⁹⁾ Cf. « *La Croix* », retronews.fr, [https://www.retronews.fr/titre-de-presse/croix] (2020 年 12 月 3 日閲覧)

⁴⁰⁾ *La Croix*, n° 1, avril 1880, p. 5.

⁴¹⁾ *La Croix*, n° 17602, le 13 juin 1940, p. 1.

⁴²⁾ Pierre Limagne, *op. cit.*, p. XII.

« H.O.F.I. (Havas-Office français d'information) »といった略号を付すことなどの対抗措置を取り、それによって記事が強制されたものなのか記者の真意を含むのかを読者に対して明示していたと主張している⁴³⁾。また、同紙としてレジスタンス活動を支持していたし、記者も共産主義者たちに対してある種の共感を持っていたことなどが述べられている。

しかしながら、こうした記述は解放直後の物資が不足する困難な出版状況のなかで出版を実現するための方便との可能性もあるため、リマーニュの説明を詳細な検証なしに額面通りに受け取ることはできない。というのも例えば、情報当局から提供されたことを示す« H.O.F.I. »の署名は 1941 年 9 月に始まり 1943 年 2 月までに 35 の記事で確認できるが、非協力を示すとされた« N.C. »の例は確認できないからである。

とはいえ、*La Croix* 紙と検閲が良好な関係を保っていたわけでもなかった。そもそもヴィシー政権はヴァチカンから出される声明を規制していたが、リマーニュも証言しているように⁴⁴⁾、*La Croix* 紙は検閲を通さない教皇の声を遺漏なく伝えた経験を持つ。同紙は 1941 年 1 月 16 日付で 1940 年のクリスマスのミサを報じた記事のなかで教皇ピウス XII 世のことばをフランス語に翻訳して掲載しているのだ⁴⁵⁾。ただ、残念なことにこのように教皇のことばを余すところなく引用したのはこれが最後であり、この記事を除いて 1944 年の解放までのあいだに同様の記事を確認することはできない。このようにリマーニュの証言には誇張が含まれていることに注意しなければならないが、それでも *La Croix* 紙にたいする検閲側からの圧力が存在していたことは確かなのである⁴⁶⁾。

さらに、紙面外の圧力の存在についてもリマーニュは証言している。その例として *La Croix* 紙の主筆であったレオン・メルクラン神父の編集方針がある。リマーニュの主張によれば、メルクラン神父はヴィシー政権による統治開始以来政権への一切の協力を拒否することを明言していたとされる。しかし、例えばヴィシー政権成立直後に *La Croix* 紙の第 1 面に掲載されたメルクラン神父の記事を読むと、「Travail, Famille, Patrie」というペタン流の国民革命への表向きの賛同を確認することができる。

日刊紙の内容に関わる政治的な圧力は、ヴィシー政権からだけではなくドイツ政府からしかも 1942 年 11 月 12 日以前にもあったことをリマーニュは証言している。

⁴³⁾ *Ibid.*, p. XII.

⁴⁴⁾ Pierre Limagne, *op. cit.*, p. XIII.

⁴⁵⁾ « L'allocution de Noël de S.S. Pie XII », *La Croix*, le 16 janvier, 1941, p. 3.

⁴⁶⁾ Cf. 注 50)。

それによると、ボードリヤール枢機卿を通じてリモージュで発行している *La Croix* 紙がパリへ戻ることを提案してきたが、同紙がこれを即座に拒否したため、ドイツ側は主筆の逮捕やパリで編集部がかつて居を構えていた *la Maison de la Bonne Presse* の建物の破壊などの行為をしかけた。それによって、旧編集部にあったさまざまな書類等 80 ケース分がドイツに持ち出された。しかしその一方で、主筆のメルクラン神父が拘束されることはなかったし、同紙にたいして発行停止などの強制措置が取られることもなかった。これについてリマーニュは、ドイツがヴァチカンや諸外国のカトリック信者たちを刺激することを恐れたからだと述べている⁴⁷⁾。その真偽は別として、休戦協定以降の *La Croix* 紙の編集部がヴィシー政権と占領当局の両方からの圧力を感じつつ日刊紙の発行を継続していたことは間違いない。

それでは実際にどのような検閲が *La Croix* 紙にたいしておこなわれたのであろうか？第2次世界大戦期のフランスにおける検閲は、基本的には事前検閲であり、発行物を一般に流通させる前に検閲に提出して、検閲認を示すビザを取得することになる。そこで不適切と認定されたテキストに対しては書き換えが求められることになる。しかし、定期刊行物のなかでも日刊紙などのように即時性が求められる印刷物の場合には、全てを書き換えることができないため、指摘された部分を空白にし、そこに« *censurée* »などの文言を挿入した状態でビザを取得し、発行・流通させる場合がある。読者にはそのテキストが検閲によって改変されたことが明示されることになる。指示書などを用いて記事の内容や体裁を指定することは、そうした字句が紙面に現れないようにするための予防的手段と理解することができる。

La Croix 紙について、独ソ不可侵条約が締結され開戦が不可避となった 1939 年 8 月 23 日付第 17351 号からフランスが解放されて *La Croix* 紙の発行が一旦中断する 1944 年 6 月 21 日付第 18829 号までの期間に事前検閲され削除部分を含んだまま発行された記事を確認してみると、全体で 34 本の記事に事前検閲の跡を認めることができる。興味深いことに、検閲が明示された記事は 1940 年 8 月末までに集中している。ドイツとの休戦協定が締結されたのが 1940 年 6 月 22 日であり、ペタン元帥に全権委任されるのは 1940 年 7 月 10 日であるから、一貫した事前検閲がおこなわれていたのは、概ね第3共和制下においてであることになる。このことは、ヴィシー政権成立以降の検閲が、第3共和制時代とは異なり特に表に出てこない徹底した事前検閲をおこなっていたことをあきらかにしている。

⁴⁷⁾ *Ibid.*, p. XIV.

事前検閲によって定期刊行物のコンテンツにどのような改変が加えられたかを見極めることは、一般的には資料の制約もあり難しい。ただ、幸いなことにリマーニュの記録はこうした現場での加筆修正について確認する手がかりを与えてくれる。前章で確認した資料« 182W 147 »は 1943 年 12 月 1 日からの指示書によって構成されていた。また、同じ日にグルノーブルでレジスタンスによるドイツ軍関連施設の攻撃があったが、それについて指示書は全く言及していなかったことをわれわれは確認した。

1943 年 12 月という時期は、ドイツ軍がヴィシー政府統治下のフランス南部地域を直接統治し始めて 1 年以上が経過した時期にあたるが、リマーニュは東方戦線が拡張されドイツ軍が次第に劣勢を強いられていることを記録している⁴⁸⁾。フランス国内については、連合軍による駐留ドイツ軍を標的とした爆撃が連日続けられ、民間人への被害の大きさを報道する指示が検閲所でも出されてもいる。その一方でレジスタンスについての記録はそれほど多くない。

それでも、グルノーブルの事件について 1943 年 12 月 2 日付の記録の最後で簡単ながらも事実関係に言及している⁴⁹⁾。11 月 25 日に始まるレジスタンス活動家の逮捕やその後の無線機器破壊についての記述は見つからず、レジスタンスに関係する出来事にリマーニュがあまり言及していないのは確かである。しかし、指示書の沈黙と比較するとリマーニュの口数の少なさも雄弁さと見間違えんばかりである。こうした違いを、愚かな検閲と全知の新聞という図式に押し込めてしまうには根拠が少ない。検閲をめぐる現実を理解するためには、残された文書の発掘と詳細な分析を継続することが何よりも必要だろう。

結論にかえて

第 2 次世界大戦期における検閲制度は統括組織としての S.G.I. の設立により、第 1 次世界大戦時の検閲制度よりも有機的な組織によって運営された。しかし、軍主導の制度設計とは裏腹に、県への実行権限の委譲などにより、運用上は民間人が検閲

⁴⁸⁾ Pierre Limagne, *op. cit.*, p. 1614.

⁴⁹⁾ Pierre Limagne, *op. cit.*, p. 1617 : « Nouvel attentat à Grenoble. La caserne de Beaune (*sic.*), où les Allemands avaient, semble-t-il, installé un dépôt de munitions, a sauté ce matin à 8h 20. Dans le centre de la ville, les vitres qui avaient tenu bon lors de l'affaire d'il y a quinze jours ont généralement disparu. Il y a beaucoup de dégâts matériels, beaucoup de blessés et sans doute des morts allemands. »

で一定の役割を演じることが前提ともなっていた。しかし、検閲の存在が一般読者に可視化されていたのもヴィシー政権が発足するまでのあいだであり、ヴィシー政権発足後は事前検閲が厳しくなっていた。検閲の指示書と同時代の証言とを比較分析すると、特にレジスタンス活動については、詳細な情報が共有されていたわけではなかったことが、グルノーブルの事件から推察される。残されている検閲の指示書を見ても、「テロリスト」による個別の攻撃について報道を規制するというよりも、警察や治安維持部隊による一斉検挙などの成果を喧伝することで、人々のモラルに訴えかけようとしていることがわかった。

本論では、検閲についてローヌ県リヨン都市圏文書館に保管されている指示書から考察をおこなったが、こうした指示書の有無について今後も国立行政文書館だけでなく地方の行政文書館に収められている資料を丹念に調査する計画である。そして、これらの調査の結果として、最終的に、第2次世界大戦期における文芸誌やそこに掲載されるテキストに、検閲制度がどのような影響を及ぼしていたのかをあきらかにできるだろう。

La Réalité de la Censure au Sud de France
pendant la deuxième guerre mondiale
—Une analyse sur le document «182W 147 » conservé aux Archives
départementales du Rhône et de la métropole de Lyon —

Shinya SHIGEMI

À quel point la Censure influence des textes pendant la deuxième guerre mondiale ? C'est une question facile à poser, mais il est difficile d'y répondre sur la base de preuves positives. Nous avons commencé en 2018 un projet de recherches portant sur les archives françaises qui conservent des documents relatifs à la Censure pendant la deuxième guerre mondiale, afin d'éclairer la réalité de cette dernière dans le Sud de France. Notre dernière enquête nous a appris l'existence, aux Archives départementales du Rhône et de la Métropole de Lyon, de 263 feuilles de consignes de la Censure dont les dates s'étendent du 1^{er} décembre 1943 au 8 août 1944, classés sous la cote « 182W 147 ».

Si la Censure a été établie à la veille de la seconde guerre mondiale, plusieurs lois et décrets avaient été institués à l'occasion de la première guerre mondiale. C'est le ministre de la Guerre qui dirige la Censure lors de la dernière guerre, tout comme au moment de la Grande Guerre, où on accueille des civils recommandés à la Censure locale par le préfet. En outre, le gouvernement de Vichy, en regroupant les départements en 6 régions, il leur délègue certains pouvoirs, dans le respect de l'autonomie régionale en fonction de la Censure.

Le « 182W 147 » regroupe des consignes en provenance de la Censure Centrale destinées aux journaux et aux maisons d'édition. Elle leur indique les renseignements à ne pas publier et ceux à publier obligatoirement, mais elle conseille aussi la présentation du journal. Une certaine liberté est laissée aux éditeurs quant à la présentation, mais le contenu est sous la surveillance d'Anastasie. Il y a pourtant des informations qui échappent à ses ciseaux. C'est le cas des événements suscités par l'activité de la Résistance. Que l'événement à Grenoble, qui s'est déroulé les 1^{er} et 2 décembre 1943, ne soit jamais mentionné dans les consignes, en est une preuve.

Pierre Limagne, ancien rédacteur de *La Croix* de Limoges, tenait le journal après chaque séance d'instruction à la Censure locale. L'événement de Grenoble y est mentionné, quoiqu'il le relate d'une façon brève sans donner de détail. Mais cette relation, si simple soit-elle,

contraste avec le silence des consignes au sujet de la Résistance.

Nous espérons que la suite de notre enquête aux Archives nous permettra d'avoir une idée plus générale sur la réalité de la Censure pendant la dernière guerre, dont la représentation donnée par les seuls documents « 182W 147 » reste lacunaire. Elle servira à mesurer l'influence de la Censure à des textes de l'époque.